

1次採択結果！

事業再構築補助金

<事業再構築補助金とは>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

応募と採択結果

応募件数：22,231件 ➡ 申請件数：19,239件

※書類不備等がなく、申請要件を満たした件数

採択件数：8,016件 採択率：36.0%

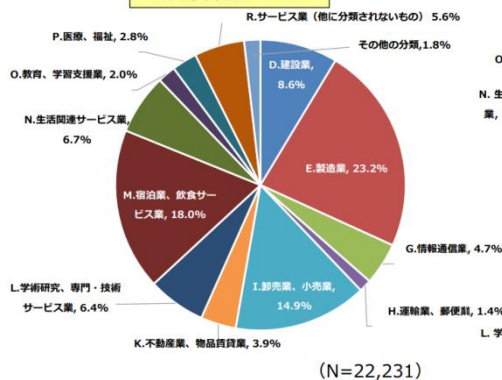


応募件数のうち、書類不備等がなく、申請要件を満たしたのは、全体の8.6%です。

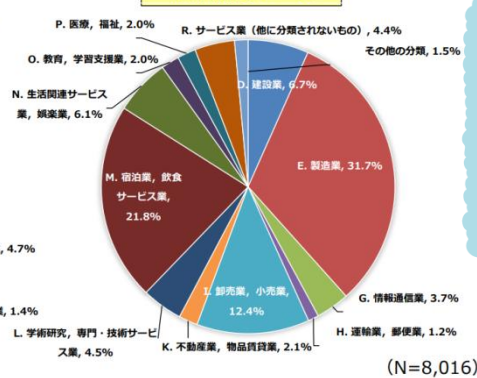
申請前に要件を満たしているか、必要書類は準備したか、認定支援機関としっかりと準備を進めて、申請を行いましょう。

取り組む事業者の業種別割合

応募件数ベース



採択件数ベース



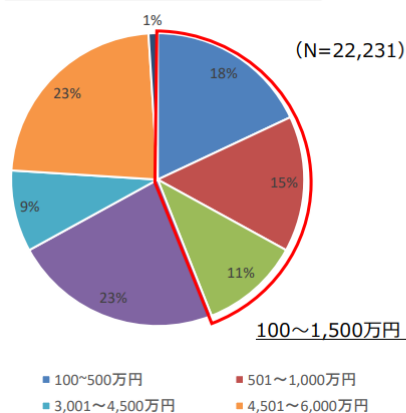
●日本標準産業分類で応募割合・採択割合を分析すると、特に製造業、宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業が多く、この3業種で全体の約6割を占めている。

●その他の業種についても幅広い業種で応募・採択されている。

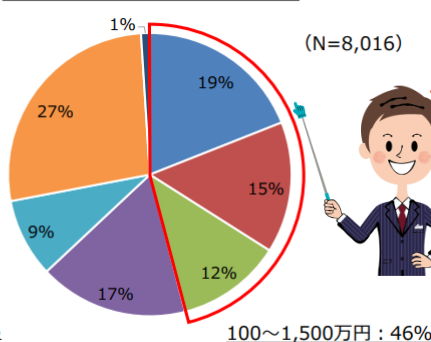
〃 コロナの影響を受けにくい〃
対策をとることが必要!!

応募金額・採択金額の分布について

応募金額の分布（全類型合計）



採択金額の分布（全類型合計）



100～1,500万円が最も多く、全体の4割以上を占めている。次いで4,500万円以上の案件が約3割程度！

大きな金額・小さな金額共に割合的に多く採択されていますね！
申請を悩まれている方は、認定支援機関にご相談を。



※YouTube動画もご視聴ください。

引用元：事業再構築補助金事務局

指定期間が延長されました(令和3年9月1日まで)

セーフティネット保証4号

<セーフティネット保証4号とは？>

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度

売上高等が減少している中小企業者の皆様へ

令和3年5月19日に中小企業庁ホームページで発表！



期間が延長されました

指定期間延長

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間は令和3年6月1日となっておりましたが、全ての都道府県の調査及び要請を踏まえ、期間を3ヶ月延長し、**令和3年9月1日まで指定期間を延長すること**を予定しております。

<セーフティネット保証の指定期間とは？>

- ・ 中小企業者の住所地为管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。
- ・ 指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行、及び金融機関又は信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。
- ・ 認定書の有効期間は認定の日から30日です。認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へセーフティネット保証の申込みをすることが必要です。

注：指定期間の延長は、「認定申請を行うことができる期間の延長」であり、既に取得されている認定書の有効期間を延長するものではありませんのでご留意下さい。

セーフティネット保証4号の対象となる中小企業者

- 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

※売上高等の減少について、市区町村の認定が必要

指定地域は
中小企業庁の
HPでチェック



内容

保証限度額：一般保証とは別枠で**2億8,000万円**

対象資金：経営安定資金

保障割合：**100%保証**

一般保証限度額
2億8,000万円
以内

+

別枠保証限度額
2億8,000万円
以内



※YouTube動画も
ご視聴ください。

～認定支援機関で対応できます～

- ・ 各種補助金申請
- ・ 経営改善計画書の作成
- ・ 創業支援
- ・ 優遇金利での資金調達 など

プレジデントワン(経営革新等支援機関)

TEL:052-243-3662 FAX:052-243-3610

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目14番31号